

建築工事特記仕様書

I 工事概要

1 工事名称 平成27年度静岡県立総合病院仮設救急車寄新築工事

2 工事場所 静岡 静 葵 北安東 宛

3 敷地面積 48.918.89 m²

4 都市計画 ○都市計画区域内 ・都市計画区域外

5 用途地域 ○線引 ○市街化区域 ・市街化調整区域 ・非線引

6 防火地域 第二種中高層住居地域・第一種住居地域

7 その他の地域・地区 ○防火地域 ・準防火地域 ○指定なし

8 工事種目 ○騒音規制法に基づく指定区域 ・1種 ○2種 ・3種 ・4種
○風力係数算定のための地表面粗度区分 ・Ⅱ ○Ⅲ
○風圧力算定のための基準速度 V₀= 3.2 m/s

9 工事内容 ・仮設救急車寄新設

II 仕様

1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成25年版) による(以下「標準仕様書」という。)
なお、標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成25年版) (以下「改修標準仕様書」という。)」による。

2 設計図の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
(1) 質問回答書(2)から(6)に対するもの (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 設計書 (6) 標準仕様書・改修標準仕様書

3 特記仕様
(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。
○印のない場合は○印のついたものを適用する。
○印と※印のついた場合は共に適用する。

例	適用
・A・B○C 添D○C	○C
・A・B・C 添D 添D	○D
・A・B○C(添D)○C(添D)	○C○D

(3) 特記事項に記載の() 内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[] 内の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 「大規模地盤対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人命の保護及び安全な滞滞に必要な補強、湧水防止等の保全措置を講ずるものとし、書成発注書等時には工事を中止する。また、この事実が発生した場合は、地方独立行政法人静岡県立病院機構建設工事請負契約第26条(図面の措置)によって処理されたものとする。

(5) ○印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の公共工事に関する特定調達品目を示す。

(6) 標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令(条例を含む)の改正等により抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)の規定を優先する。

(7) 耐材の使用削減に努める。

(8) 地盤対策(現場発生材の再利用及び分別収集等)に努める。

(9) ユニバーサルデザインへの対応に努める。

(10) 解体工事に際しては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」(国土交通省)を遵守すること。

III 電子納品等

1 納品の仕様等は電子納品運用ガイドライン(案)による。

2 貸与する設計図CADデータの有無
※有り ・無し

3 貸与するCADデータの使用範囲
当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	○公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成25年版) ○公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成25年版) ○建築工事標準詳細 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修(平成22年版) ○工事写真的撮り方(改訂第3版) 建築編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○建築物解体工事共通仕様書・別解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成24年版) ○建築工事整理指針 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成25年版)
	2 工事実績情報の登録	(請負代金500万円以上の場合) 工事実績情報登録を行う。(1.1.4) (1.1.9)
	③ 工事の一時中止	地方独立行政法人静岡県立病院機構建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全する。
④ 総合施工計画書	④ 各工事毎の施工計画書	総合施工計画書(総合仮設計画を含む)を提出する。(1.2.2)
	④ 各工事毎の施工計画書	○仮設工事 ○土工 ○地業工事 ○鉄筋工事 ○コンクリート工事 ○鉄骨工事 ○コンクリートポンプ工事 ○ALC工事 ○押出成形の仮設工事 ○防水工事 ○木工 ○タイル工事 ○屋根及び外壁工事 ○金属工事 ○左官工事 ○建具工事 ○カーフェール工事 ○塗装工事 ○内装工事 ○エント及びその他の工事 ○排水工事 ○舗装工事 ○植栽工事
6 電気保安技術者	※適用する ・適用しない (1.3.3)	
⑦ 施工条件	施工可能時間帯 ・指定なし ・時 ～ 時 ○施設管理者との協議による (1.3.5) 部位別の施工順序 ・指定なし ○施設管理者との協議による 工事車両の駐車場 ・指定なし ○図示 ○施設管理者との協議による 資材置場 ・指定なし ○図示 ○施設管理者との協議による	
8 発生材の処理等	・引渡しを要するもの(・金属類 ・PCB含有物) (1.3.8) ・特別管理産業廃棄物(・廃石綿) ・現場において再利用を図るもの()	
⑨ 建設リサイクルデータ統合システム	本工事は建設リサイクルデータ統合システム(以下「システム」)の登録対象工事であり、受注者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行なうものとする。監督職員への報告(提出)はシステムにより作成した(再生資源利用計画書(実施書))及び[再生資源利用促進計画書(実施書)]により行うものとする。尚、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。	

10 特定建設資材の再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。尚、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1の積算係数を設定しているが、工事請負契約書の別紙に定める「解体工事に要する費用等」の事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りではない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し監督職員に報告する。

1) 再資源化等が完了した年月日
2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
3) 再資源化等に要した費用

尚、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)に定めた様式1[再生資源利用計画書(実施書)]及び、様式2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を兼ねるものとする。

別表1 工程ごとの作業内容

工事の種類	作業内容	分別解体等の方法	
		手作業	手作業、機械作業併用(範囲)
・修繕・模様替工事	・造成等の工事	・	・(※図示)
・新築工事	・基礎等の工事	・	・(※図示)
・増築工事	・基礎以外の工事	・	・(※図示)
・増築工事	・上部構造部分の工事	・	・(※図示)
	・外装の工事	・	・(※図示)
	・屋根の工事	・	・(※図示)
	・建築設備工事	・	・(※図示)
	・内装等の工事	・	・(※図示)
	・その他()	・	・(※図示)

別表2 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設の名称等

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
・建設発生木材		

注) 別表2については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。尚、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

① 環境への配慮

設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒド放散量	該当する材料
規制対象外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 次の表示のあるJIS適合品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
第三種	① JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JIS及びEo品 ④ 旧JAS及びF00品

② 材料の品質等

※本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料等は、次の1)から6)の事項を満たすものとする。

1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
3) 安定的な供給が可能であること。
4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

③ 材料の検査等

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。

現場に搬入したすべての材料について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、別表に掲げる材料については監督職員による検査を受ける。
なお、監督職員の検査の結果、合格した材料と同じ種類の材料は以後原則として抽出検査とする。

14 施工数量調査

・外壁改修 ・内装改修 調査範囲 ・全面 ・図示 [1.5.2]
調査項目 ※及び割れ部(幅0.2mm未満、0.2~0.5mm未満、0.5mm~1.0mm未満、1.0mm以上)
※浮き部、欠損部、仕上材剥落部 ※シーリング施工箇所・剥離部
調査方法 目視及びミリスケール等 足場 歩掛り ・ゴンドラ
報告書 監督職員に3部提出する。(立面図等に記載 必要に応じて写真を添付する。)
調査業者 材料メーカーの指定する施工業者とする。

15 調査のための破壊部分の修繕

補修方法 ※現状復旧 ・図示 [1.5.3]

④ 技能士

一級技能士又は単一等級の資格者を有する者の配置を適用する作業種別 (1.5.2)

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	○とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	○鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	○型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	○コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	とび	○とび作業
コンクリートポンプALC工事	ポンプ建築	○コンクリートポンプ工事作業
押出成形の仮設工事	E-13/14/15 仮設工事	・E-13/14/15 仮設工事作業
防水工事	防水施工	・F7/F7P防水工事作業 ・F7/F7P系塗膜防水工事作業 ・塩化ビニル系防水工事作業 ・シート系防水工事作業 ・F7/F7P系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系防水工事作業 ・シート防水工事作業 ・改質F7/F7Pシート工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ・樹脂系塗膜防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業

屋根及び外壁工事	建築板金	○内外装板金作業
	スレート施工	・スレート工事作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業
金属工事	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
左官工事	左官	・左官作業
建具工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業
カーフェール工事	カーフェール施工	・金属製カーフェール工事作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装工事	塗装	○建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・F7/F7P系床仕上げ工事作業 ・カーフェール系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
	表装	・壁装作業 ・表具作業
	畳製作	・畳製作作業
	断熱綿施工	・吹付け硬質ウレタン断熱工事作業
排水工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・消解ペイント工事作業 ・加熱ペイント工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

なお、県内に一級技能士が少ない作業職種は、予め監督職員と協議することができる。

測定対象室及び測定箇所数 (1.5.9)

※測定対象室は全ての居室とする。

室の床面積A(m ²)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A
測定箇所数	1	2	3	4

測定方法 : ※バッチ採取による高気拡散式分析法 ・厚生労働省の標準法
測定物質 : ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン

対象物質	厚生労働省の指針値(25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 ppm (100 µg/m ³)
トルエン	0.07 ppm (260 µg/m ³)
キシレン	0.20 ppm (870 µg/m ³)
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm (240 µg/m ³)

測定者 : 専門測定機関による測定 ※現場作業員による測定
測定前準備 : 測定対象室を30分換気し、その後5時間閉鎖する。
測定時 : 測定前準備・測定時は換気設備又は空調設備を稼働させたままらう。ただし、局所的な換気等で常時稼働させないものは停止させたままらう。測定時間は、原則として2時間とする。ただし、2時間測定が行えない場合は8時間測定(10時30分~18時30分)とする。測定位置は、室中央付近の床から1.2m~1.5mの高さとする。
測定後 : 測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記載する。

⑧ 請負者現場事務所

・施設管理者との協議による。 ○循環器センター南側に設けること

⑨ 工事用仮設場

廃棄物置き場、材料置き場は敷地内につくることが
○できる ・できない

⑩ 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

21 設備工事との取合い

施工範囲 ※工事区分表による
施工図 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

⑫ 完成時の提出図書

※現場説明書による。 (1.7.1~1.7.3) (表1.7.1)

⑬ 設計GL

※設計GL = TP11.20mm(循環器病センター1F床図示)

⑭ 事故報告

工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出する。

⑮ 異常気象時等の報告

異常気象時及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督職員に報告する。

⑯ 特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

⑰ 建設発生土の処理

・構外搬出適正処理 片道の運搬距離() km、処分費及び整地費 無償
○構内指示の場所にたい積
・構内指示の場所に敷きならし
尚、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。

⑱ 仮設工事

1足場その他

内部足場の種別 ※脚立、足場板等 (表2.2.1)
外部足場の種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 [表2.2.1]
(表2.2.4)

足場を設ける場合、標準仕様書2.2.4(b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における(2)の手すり設置方式又は(3)の手すり先行専用設置方式により行うこと。

・外部足場の防護ネットによる養生(・養生ネット・I類 ・II類) ・ネット養生ネット(I類 ・II類)
・防音ネット ・防音バツ

⑳ 監督員事務所

○設ける ・10m²程度 ・()m²程度
○設けない ・設けない(既存建物利用)

監督員事務所の備品等 標準仕様書によるほか下記による
・机 ・椅子 ・ゴム長靴 ・雨がっぱ ・保管箱 ・安全帯 ・更衣のか(以上は監督員 人分)

・書籍 ・白板 ・掛け時計 ・寒暖計 ・懐中電灯 ・受注者加入電話の子機
・消火器 ・冷暖房機器(以上は各1ヶ)

㉑ 工事用水

構内既存の施設 ・利用できない ○利用できる(※有償 ・無償)

㉒ 工事用電力

構内既存の施設 ・利用できない ○利用できる(※有償 ・無償)

㉓ その他

○構上構下仮設は指定仮設とし、直接仮設は任意仮設とする。
○工事エリアに面する既存建物の窓には、監督員と協議のうえ必要に応じ養生シート等を設けること。

㉔ 埋戻し及び盛土

種別 ・A種 ※B種 ・C種(土質) ・受渡条件:) ・D種 (3.2.3)(表3.2.1)
・建設汚泥から再生した処理土 ㉔

㉕ 建設発生土の処理

・場外指定場所に搬出し、搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。
搬出場所()、受入条件()
処分費()、仮置場()
・近隣の受入先を調査の上、搬出距離、搬入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の段階に相当する経費を見込んでいる。
搬出距離()、D/D区間()
仮置場()
・場内指定場所に敷き均し
○場内指定場所に堆積

① 土事

② 建設発生土の処理

③ 設計地耐力 (30) kN/m² (3.3.3)

4 山留めの存置

存置位置(※図示 ())

④ 地業工事

1 杭の載荷試験

杭の載荷試験 ・行う ・行わない (4.2.3)
試験種別 ※鉛直 ・水平
試験方法 ※段階載荷方式 ・連続載荷方式
試験方法 ※段階載荷方式 ・連続載荷方式
試験杭本数(※図示)
試験杭位置 ※図示
最大荷重(t) ・
設置後の放置期間 ・

2 地盤の載荷試験

平板載荷試験 ・行う ・行わない (4.2.4)
試験方法 ※地盤工学会基準JGS1521-2003(地盤の平板載荷試験方法)
載荷方法 ※段階式載荷 ・段階式繰返し載荷
試験位置 ※図示
最大荷重(t) ・

⑤ 支持地盤

・杭基礎
支持地盤の種類及び位置(基礎ぐいの先端の位置含む) ※図示 (4.3.4~5)(4.5.4~5)
○直接基礎
支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む) ※図示 ・
試験掘り(根切り底の状態の確認等) ・行う ○行わない
位置等 ・図示 ○原位置掘削時の根切りを試験掘りとする

4 既製コンクリート杭地業

種類
・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)
・外殻鋼管びきコウキ杭(SC杭)(鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490)
・プレストレスト鉄筋コウキ杭(PRC杭)

寸法、継手、性能等(種別:種類、性能及び曲げ強度区分) (4.3.2)

	杭径(mm)	厚さ(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セツ数	コンクリート強度(N/mm ²)	長期設計支持力(kN/本)	備考
上杭								
中杭								
下杭								
上杭								
中杭								
下杭								

杭先端部形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形 (4.3.2)
施工方法 (4.3.3~4.3.5)
・セツ工法
・7-ストガーの支持地盤への掘削深さ ・1.5m程度 ・
杭の支持地盤への根入れ深さ ・1.0m程度 ・
杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 ・
杭の傾斜 ・1/100以内 ・
試験杭 試験杭の位置 ・図示による() ・ (4.2.2)(4.3.4)
試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う (4.3.5)

特定埋込杭工法
・H13国土交通省告示第1113号第6fによる地盤の許容支持方式でα=250を採用できる工法
・H13国土交通省告示第1113号第6gによる地盤の許容支持方式の内α、β、γがα=()、β=()、γ=()
工法 ・7-ストガー 拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・
杭周固定液 ・使用する ・使用しない
杭の精度 ・水平方向の位置ずれ
・杭径の1/4かつ100mm以下 ・
・杭の傾斜
・1/100以内 ・
試験杭 試験杭の位置 ・図示による() ・ (4.2.2)(4.3.5)
試験杭の施工 ※本杭の施工に先立ち行う

杭継手工法

・7-ア溶接継手 (継手部に接続金具を用いた方式のもの) (4.3.2)(4.3.6)(7.2.5)
・無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの)
工法 ※審査(許定又は大臣認定)を受けた工法
検査 ※審査(許定又は大臣認定)により定められた項目
施工 ※審査(許定又は大臣認定)された施工管理基準による

杭頭処理

・処理する ・処理しない (4.3.7)
処理方法(切断に伴う補強方法含む)
・図示による()
杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同割合のもの

5 鋼杭地業

種類の記号 ・SKK400 ・SKK490 (4.4.2)(表4.4.1)
寸法、継手等 (4.4.2)

	杭径(mm)	杭長(m)及び種別	継手数	セツ数	長期設計支持力(kN/本)	備考
上杭						
中杭						
下杭						
上杭						
中杭						
下杭						

杭先端部形状 ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形 (4.4.2)
先端部の補強 ・標準仕様書 図4.4.1、表4.4.2による
先端部の補強(補強バンド等)及びその他付属品の材質
・SS400と同等又はそれ以上